日産証券グループ

証券コード：8705

第21回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）
（昨年と時間が異なりますのでご注意ください。）

場 所

東京都中央区銀座三丁目９番11号
銀座フェニックスプラザ
（紙パルプ会館）３階
（開催場所が昨年と異なりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

郵送又はインターネット による議決権行使期限
2026年6月18日（木曜日）　午後5時

**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

証券コード　8705
2026年６月1日
（電子提供措置の開始日2026年5月27日）

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目10番１号
日産証券グループ株式会社
代表取締役社長　　二　家　英　彰

第21回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト 日産証券グループ　株主総会　検索	https://www.nissansec-g.co.jp/ir/shareholder/
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス　検索	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（日産証券グループ）又は証券コード（8705）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択の上、ご覧ください。
株主総会ポータル® （三井住友信託銀行）	https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙に記載のＱＲコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載のＩＤ・パスワードをご入力の上、ご覧ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

書面又はインターネットによって議決権を行使される場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使の方法についてのご案内」（3頁から４頁）に従って、2026年６月18日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1　日　　時	2026年６月19日（金曜日）午前10時（受付開始　午前9時） （開始時刻が変更となっておりますので、ご注意ください。）
2　場　　所	東京都中央区銀座三丁目9番１１号 銀座フェニックスプラザ（紙パルプ会館）3階 （開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3　会議の目的事項	**報告事項**　（1）第21期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 （2）会計監査人及び監査等委員会の第21期連結計算書類監査結果報告の件 **決議事項**　**第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件** **第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件**

以　上

＊電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
＊電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
＊会社法改正により、株主総会資料は原則ウェブサイトで閲覧いただく電子提供制度が導入されました。書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知（アクセス通知）のみをお送りさせていただいております。

議決権行使の方法についてのご案内

● 株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席

株主総会開催日時

2026年６月19日（金）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。

● 株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限

2026年６月18日（木）
午後５時到着分まで

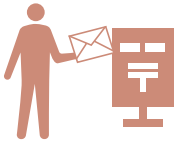

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。
なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによるご行使

議決権行使期限

2026年６月18日（木）
午後５時まで

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶https://www.web54.net

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限　2026年６月12日（金）午後５時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、当社ウェブサイトにて、回答させていただく予定です。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名の公正性、透明性、客観性を確保するため、議長を社外取締役とし、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決議しております。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任　二家（ふたや）　英彰（ひであき）	代表取締役社長	100% (21回/21回)
2	再任　近藤（こんどう）　竜夫（たつお）	常務取締役	100% (21回/21回)
3	再任　久保（くぼ）　壽將（としまさ）	取締役	100% (21回/21回)
4	再任　大門（だいもん）　小百合（さゆり）　社外　独立	取締役	100% (21回/21回)

候補者番号 1

二家（ふたや） 英彰（ひであき） 1973年12月５日生

再任

所有する当社の株式数： 一 株

取締役会への出席状況： 21回/21回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年	4月	国際証券（現 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券）株式会社入社
2002年	6月	日本ユニコム（現 ユニコムグループホールディングス）株式会社取締役
2004年	6月	同社常務取締役
2005年	12月	日産証券株式会社取締役
2006年	10月	ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役社長
2012年	6月	日産センチュリー証券（現 日産証券）株式会社代表取締役社長（現任）
2018年	6月	当社社外取締役
2020年	10月	当社代表取締役
2021年	6月	当社代表取締役社長（現任）
2023年	12月	株式会社ＮＳＨＤ代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

二家英彰氏は、当社グループの中核子会社である日産証券株式会社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績をあげるなど、当社グループの経営の推進に手腕を発揮してまいりました。その経営者としての豊富な経験と実績及び長年にわたる金融業界における幅広い見識を活かして、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためにリーダーシップを発揮していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

近藤（こんどう） 竜夫（たつお） 1973年５月27日生

再任

- **所有する当社の株式数：** 48,200株
- **取締役会への出席状況：** 21回/21回（100%）
- **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1998年	4月	日本ユニコム（現ユニコムグループホールディングス）株式会社入社
2004年	7月	同社経営企画部
2011年	4月	同社経営企画部副部長
2012年	4月	日産センチュリー証券（現　日産証券）株式会社経営企画部長
2013年	12月	同社執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長
2016年	6月	同社上席執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長
2019年	6月	同社取締役コーポレート本部長兼経営企画部長
2020年	10月	当社取締役経営企画室長
2021年	6月	当社常務取締役経営企画室長
2023年	9月	当社常務取締役マネジメント本部長（現任） 日産証券株式会社取締役コーポレート本部長（現任）

取締役候補者とした理由

近藤竜夫氏は、長年にわたり当社グループの中核子会社である日産証券株式会社の経営企画部門において業務に従事し、2020年10月の当社取締役就任後から経営企画室長として、2023年９月の組織変更後はマネジメント本部長として、当社グループにおける経営戦略全般を担っており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

久保（くぼ） 壽將（としまさ） 1969年1月23日生

再任

- **所有する当社の株式数：** 20,600株
- **取締役会への出席状況：** 21回/21回（100%）
- **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1991年	4月	岡藤商事株式会社入社
2016年	7月	同社財務部長
2017年	6月	当社総合管理部長
2017年	8月	当社総合管理部長兼内部監査室参与 岡藤商事株式会社総合管理部長
2019年	7月	同社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部長
2020年	10月	同社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部長兼内部監査室参与 当社総合管理部長
2021年	6月	当社取締役総合管理部長
2023年	9月	当社取締役財務部長（現任）

取締役候補者とした理由

久保壽將氏は、長年にわたり当社グループの財務・会計に関する業務に従事しており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

大門（だいもん） 小百合（さゆり） 1968年３月24日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式数： 一 株

取締役会への出席状況： 21回/21回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年	4月	株式会社ジャパンタイムズ入社　報道部記者
2000年	8月	ハーバード大学ニーマン特別研究員
2006年	7月	株式会社ジャパンタイムズ報道部長
2013年	10月	同社編集・デジタル担当執行役員・編集局長
2019年	7月	同社執行役員・論説室論説委員
2020年	3月	同社ESG推進コンソーシアム代表
2020年	9月	フリージャーナリスト（現任）
2022年	4月	東京女子大学非常勤講師
2022年	6月	日販グループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2023年	6月	公益財団法人フォーリンプレスセンター（FPCJ）評議員（現任）
2023年	12月	政府中央防災会議「防災対策実行会議」首都直下地震対策検討ワーキンググループ委員
2024年	4月	昭和女子大学客員教授（現任）
2024年	6月	当社社外取締役（現任）
2025年	4月	東京大学情報学環非常勤講師（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大門小百合氏は、長年にわたって報道やジャーナリズムに従事し、国際的な政治、経済、社会情勢に精通するなど幅広い知見を有していること、また株式会社ジャパンタイムズにおいて、同社の長年の歴史の中で女性として初となる編集局長や執行役員に就任するなど、会社経営においても豊富な経験と実績を有していること、さらに同社ESG推進コンソーシアム代表を務め、持続可能な社会の実現のための様々な取組に対する造詣が深く、サステナビリティに関する豊富な経験と実績等を有していることなどから、引き続き当社の事業運営全般やサステナビリティ経営の推進に関して、客観的かつ公正に、有益な提言や助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大門小百合氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届けております。
３．大門小百合氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年であります。
４．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
５．当社は大門小百合氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める限度額までとする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
６．大門小百合氏の戸籍上の氏名は「田中小百合」であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役門間大吉氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名		現在の当社における地位	当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況	
再任	もんま　だいきち 門間　大吉　社外　独立	社外取締役 (監査等委員)	取締役会 監査等委員会	100% (21回/21回) 100% (15回/15回)

門間（もんま） 大吉（だいきち） 1958年４月23日生

再任 社外 独立

- **所有する当社の株式数：** 1,000株
- **取締役会への出席状況：** 21回/21回（100%）
- **監査等委員会への出席状況：** 15回/15回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年	4月	大蔵省入省
1997年	6月	経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部参事官
2001年	1月	金融庁監督局総務課協同組織金融室長
2002年	7月	財務省国際局地域協力課長
2004年	7月	防衛庁管理局会計課長
2007年	7月	防衛省大臣官房審議官
2008年	3月	財務省大臣官房参事官
2008年	7月	同省大臣官房審議官
2012年	8月	国際通貨基金（IMF）理事
2014年	7月	財務省会計センター所長兼同省財務総合政策研究所長
2015年	7月	同省国際局長
2018年	4月	公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金理事（現任）
2020年	5月	株式会社アストロスケールホールディングス社外取締役
2020年	6月	日産証券株式会社社外取締役（監査等委員） 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年	9月	日産証券株式会社取締役（非業務執行）（現任）
2021年	4月	大和アセットマネジメント株式会社社外取締役
2021年	9月	株式会社国際経済研究所副理事長（現任）
2023年	4月	エヌエヌ生命保険株式会社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

門間大吉氏は、財務省（旧大蔵省）、内閣官房、防衛省等において、予算、税制、金融、国際金融、対外経済援助、安全保障等を幅広く担当され、国際通貨基金（IMF）理事、財務総合政策研究所長、財務省国際局長等の重職を歴任されており、同氏の金融行政や国際経済に関する豊富な経験、幅広い知見、そして高い見識を活かし、引き続き当社の事業運営全般にわたる有用な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．門間大吉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．門間大吉氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

3．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。門間大吉氏が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
4．当社は門間大吉氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める限度額までとする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5．門間大吉氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

（ご参考）

当社取締役の有するスキル及び経験（スキルマトリックス）

本株主総会における第1号議案及び第2号議案が承認された場合の当社取締役が有するスキル及び経験は、以下のとおりであります。

氏名	役位	主なスキル・経験等							
		企業経営	財務会計	法務コンプライアンス	リスクマネジメント	内部統制ガバナンス	サステナビリティ	M&A	ファイナンス
二家　英彰	代表取締役社長	○		○	○	○		○	
近藤　竜夫	常務取締役	○		○	○	○		○	
久保　壽將	取締役	○	○			○			○
大門 小百合	社外取締役	○			○	○	○		
小野里 光博	社外取締役(監査等委員)	○			○	○	○		○
門間　大吉	社外取締役(監査等委員)	○	○		○	○	○		
林　　徹	社外取締役(監査等委員)	○		○		○	○		

以　上

事業報告（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

経済環境

当期におけるわが国経済は、米国の関税政策や物価上昇の影響を受けたものの、インバウンド需要の継続や雇用・所得環境の改善を背景に内需を中心に底堅く推移しました。また、2月の衆議院選挙における与党大勝を受けた拡張的財政政策への期待が、景気回復のさらなる追い風となりました。一方、同月に開始された米国とイスラエルの対イラン軍事作戦等の地政学的リスクを背景とした資源価格の高騰により、景気の先行き懸念が強まりました。

金融市場では、米国による関税政策の拡大を背景に、ＮＹダウは４月上旬に大きく下落しました。さらに10月には史上最長の43日間にわたり連邦政府が閉鎖され、実体経済への悪影響が懸念されましたが、ＦＲＢによる利下げ観測や米国企業の堅調な業績が下支えとなり、２月には史上初めて50,000ドルの大台を突破しました。その後は中東の地政学的リスクが高まったことから、大きく下落しました。日経平均株価については、米国の通商政策により日本にも高関税が課せられる方針が示されたことから、４月上旬に安値を付けましたが、国内景気の本格的な回復への期待等を背景に６月下旬に40,000円台を回復し、その後は、高市新政権の経済政策への期待が株価への追い風となったことに加え、２月の衆議院選挙で自民党が大勝し、財政拡張策や成長投資が継続されるとの期待等から同月には59,000円を超えて取引時間中の史上最高値を更新しましたが、３月には中東情勢の悪化による経済の下押し懸念から、51,000円を割り込む局面がありました。

商品市場では、NY金先物が米国の利下げ期待や中東情勢の緊迫化などを背景とした世界的な政治・経済の先行き不透明感から、投資家の安全資産へ資金流入が進み、1月には史上初めて5,000ドルの大台を突破しました。その後、2月に米国とイスラエルがイランを攻撃すると、安全資産としての需要を背景に上昇する局面もありましたが、イラン紛争の長期化やＦＲＢの利下げ観測後退から、3月には下落基調となりました。ＮＹ原油先物は中東情勢やウクライナ情勢の緊迫化により一時的に上昇する局面も見られましたが、中国経済の減速懸念や供給過剰を背景に下落し、1月までは概ね50ドル台後半から60ドル台前半でのレンジ相場となりました。その後、2月に米国とイスラエルがイランを攻撃し、原油供給が滞るとの懸念から大きく上昇しました。

損益状況

当社グループの中核子会社である日産証券株式会社における主力商品である金標準先物の合計取引代金は34兆1,461億円（前年同期比228.0％）、売買枚数は1,720千枚（同146.2％）となりました。また、株式等売買代金は5,322億円（同126.6％）となり、いずれも前年同期から増加したこともあり、当期における当社グループの受入手数料は、7,574,286千円（同114.1％）となりました。なお、トレーディング損益は、221,559千円の利益（同49.0％）となりました。

以上の結果、営業収益は8,631,114千円（同117.1%）となり、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は8,538,392千円（同116.7%）となりました。また、販売費・一般管理費は、7,070,833千円（同107.1%）となり、営業利益は1,467,558千円（同205.9%）となりました。

また、受取配当金で135,393千円を計上したこと等もあり、経常利益は1,678,209千円（同205.8%）となりました。これに加えて、特別損失として減損損失135,561千円、金融商品取引責任準備金繰入れ89,837千円、投資有価証券評価損45,717千円を計上したこと及び法人税等合計額が337,097千円となったことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は953,994千円（同271.7%）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は716,011千円であり、主に子会社の独身寮購入に伴う設備投資366,105千円、サーバー購入に伴う設備投資73,994千円、純金＆プラチナ積立システムリプレースに伴う設備投資68,470千円、車両購入に伴う設備投資17,850千円であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、金融商品取引業及び商品先物取引業を中核事業とし、国内外の証券、商品、為替、金利等の金融マーケットにおける市場仲介機能を担う投資・金融サービス企業であります。金融マーケットは政治、経済、社会情勢を受けて常に変動するものであり、当社グループを取巻く経営環境は、その動向に大きな影響を受ける傾向にあると言えます。

欧州、中東地域における戦争の長期化及び激化やアジア地域における国家間の利害衝突、領土問題、また米国による関税政策の影響など、世界中で地政学的リスクが益々高まりを見せ、そして拡大していく傾向にあり、これらが政治、経済などの先行きをより一層不透明なものとしております。また、食料、原材料、エネルギーなどの価格上昇による物価高騰が恒常化しつつあり、個人の消費生活にも顕著な影響を及ぼすなど、社会全体が大きな変革期を迎えつつあります。

当社グループは、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ柔軟に対応すべく、お客様との信頼関係を構築し、健全な市場仲介機能を果たすことで、市場・社会の発展に貢献しつつ、持続的な成長を図っていくことを経営の基本方針としております。この経営方針の下、以下を対処すべき課題として認識し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

（1）顧客本位の業務運営の推進

金融商品取引業者及び商品先物取引業者として、お客様との信頼関係を構築するため顧客本位の業務運営をより一層推進し、お客様の資産運用ニーズに適う質の高い金融サービスを提供してまいります。

（2）サステナビリティ経営の遂行

経営資本の中核たる人的資本の充実化を通じて、持続可能な社会の実現と企業の持続的成長を両立させるためのサステナビリティ経営を遂行いたします。

（3）コーポレートガバナンスの維持及び強化

金融機関として求められるコンプライアンスはもちろんの事、サイバーセキュリティ対策や情報セキュリティ対策にも万全を期し、企業の信頼性向上のためのコーポレートガバナンスの維持及び強化に努めてまいります。

（4）経営基盤・事業基盤の拡充

相場動向に左右されない企業体質を構築するため、顧客基盤の拡大、業務の集約と効率化、M&Aによる事業拡大等により、経営基盤・事業基盤の拡充を図ってまいります。

（5）金融サービスの付加価値向上

マルチチャネル、マルチプロダクト、金関連商品の優位性等による他社との差別化、ITを駆使した法人ビジネスの展開等により、金融サービスの付加価値向上に努めてまいります。

5. 財産及び損益の状況

❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第18期 2023年３月期	第19期 2024年３月期	第20期 2025年３月期	第21期 2026年３月期
営業収益 (うち受入手数料)	(千円)	6,605,020 (5,769,423)	7,743,106 (6,950,203)	7,373,266 (6,638,561)	**8,631,114** **(7,574,286)**
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	258,513	553,175	351,184	**953,994**
１株当たり当期純利益	(円)	4.47	9.79	6.61	**18.90**
総資産	(千円)	88,363,884	112,816,633	136,699,345	**272,032,047**
純資産	(千円)	12,229,900	14,340,997	12,004,484	**12,658,040**
１株当たり純資産額	(円)	215.73	252.22	233.65	**257.36**

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第18期 2023年３月期	第19期 2024年３月期	第20期 2025年３月期	第21期 2026年３月期
営業収益	(千円)	443,600	762,200	490,600	**1,440,200**
当期純利益	(千円)	196,789	554,011	255,547	**1,737,054**
１株当たり当期純利益	(円)	3.40	9.81	4.81	**34.42**
総資産	(千円)	9,485,511	10,409,862	10,857,088	**9,338,107**
純資産	(千円)	9,359,105	9,682,803	8,186,667	**9,151,102**
１株当たり純資産額	(円)	165.09	170.30	159.34	**186.06**

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況（2026年３月31日現在）

❶ 親会社の状況

株式会社ＮＳＨＤは、当社の親会社でありましたが、当社普通株式の一部売却を行ったことにより、2025年11月20日付で当社親会社に該当しないこととなりました。

❷ 重要な子会社の状況

会　社　名	所　在　地	資　本　金	当社の議決権比率	主要な業務内容
日産証券株式会社	東京都中央区	1,500,000千円	100.0%	金融商品取引業 商品先物取引業
NS FinTech株式会社	東京都中央区	35,000千円	100.0%	情報通信サービス業 貸金業
日産証券インベストメント株式会社	東京都中央区	4,000千円	100.0%	金融商品仲介業
日産証券IFA株式会社	大阪府大阪市	25,000千円	100.0%	―
NSファンディング合同会社	東京都中央区	1,000千円	100.0% (100.0)	ファンド事業
NS Trade合同会社	東京都中央区	1,000千円	100.0% (100.0)	自己売買業

（注）１．日産証券IFA株式会社は、2025年10月1日付でNSシステムズ株式会社から商号変更し、現在、金融商品取引法に基づく金融商品仲介業の登録申請手続き中であります。
２．2026年２月６日付でNS Trade合同会社が設立され、同社を連結子会社としております。
３．前事業年度において連結子会社であったNSトレーディング株式会社は、2025年7月1日付でNS FinTech株式会社に吸収合併され消滅したことにより、連結子会社から除外しております。
４．前事業年度において連結子会社であった岡藤商事株式会社は、2022年9月30日付で解散し清算手続中でありましたが、2025年10月30日付で清算結了したため、連結子会社から除外しております。
５．当社の議決権比率の括弧内の数字は、間接所有割合を記載しております。

❸ 特定完全子会社の状況

会　社　名	所　在　地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日産証券株式会社	東京都中央区銀座六丁目10番１号	7,433,748千円	9,338,107千円

7. 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、金融商品取引業、商品先物取引業等を中心に、顧客に対して総合的な投資・金融サービスを提供しております。

主な事業内容は次のとおりであります。

❶ 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき以下の業務を行っております。

イ．有価証券の売買、市場デリバティブ取引、商品関連市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
ロ．イに掲げる売買又は取引の媒介、取次ぎ又は代理
ハ．イに掲げる売買又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
ニ．店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理
ホ．有価証券の引受け
ヘ．有価証券の募集又は売出し
ト．有価証券等管理業務
チ．有価証券の私募の取扱い等
リ．その他金融商品取引業付随業務

❷ 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき以下の業務を行っております。

イ．商品市場及び外国商品市場における取引
ロ．イに掲げる取引の受託
ハ．イに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

8. 主要な事業所（2026年３月31日現在）

❶ 当社

	所　在　地
本店	東京都中央区銀座六丁目10番１号

❷ 子会社

会　社　名	所　在　地
日産証券株式会社	本店（東京都中央区）、新横浜支店（横浜市港北区）、北習志野支店（船橋市）、行田支店（行田市）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪支店（大阪市北区）、岡山支店（岡山市北区）、津山支店（津山市）、福岡支店（福岡市中央区）

（注）当社の重要な子会社については、「6．重要な親会社及び子会社の状況　②　重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 企業集団の従業員の状況（2026年３月31日現在）

従　業　員　数	前 期 末 比 増 減
254名	20名減

（注）従業員数は、就業人員数であります。

10. 主要な借入先（2026年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
日本証券金融株式会社	700,000千円
日証金信託銀行株式会社	650,000千円

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、株主価値の最大化、資本効率の向上を意識しつつバランスの取れた配当の実施を基本方針としております。この考え方に基づき、自己株式取得を含めた連結ベースでの配当性向（総還元性向）を60％以上に定めるとともに、剰余金は期末配当の年１回もしくは中間配当を含めた年２回の配当を実施することとしております。

内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいる所存です。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、2026年５月１２日開催の取締役会において、当期の当社グループの経営成績及び株主価値の最大化を目指すこと、資本コストを意識しつつ資本効率を高めるということ等を総合的に勘案し、１株につき12円００銭と決議いたしました。すでに実施済みの中間配当金１株につき３円00銭と合わせまして、年間配当金は15円００銭となります。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

1．株式の数

発行可能株式総数	90,000,000株
発行済株式の総数	55,025,703株（自己株式2,394,627株を含む）

2．株主数

21,520名（前期末比3,371名増）

3．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＮＳＨＤ	20,814千株	39.55%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,447	6.55
合同会社ＩＮＳＥＣＴｏｒｚ	3,200	6.08
粟野　友太	1,000	1.90
秋元　之浩	770	1.46
日産証券グループ従業員持株会	710	1.35
竹村　渉	576	1.10
森川　菊雄	552	1.05
有限会社福田商事	400	0.76
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	241	0.46

（注）当社は自己株式2,394,627株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項（2026年３月31日現在）

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1．取締役の状況（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	二家 英彰	日産証券株式会社代表取締役社長 株式会社ＮＳＨＤ代表取締役社長
常務取締役	近藤 竜夫	マネジメント本部長 日産証券株式会社取締役コーポレート本部長
取締役	久保 壽將	財務部長
取締役	大門 小百合	日販グループホールディングス株式会社社外取締役 公益社団法人フォーリンプレスセンター(FPCJ)評議員 昭和女子大学客員教授 東京大学情報学環非常勤講師
取締役（監査等委員）	小野里 光博	日産証券株式会社取締役（非業務執行） Futures Industry Association of Japan（FIA JAPAN）理事、商品委員会委員長、指名委員会委員長 日本商品委託者保護基金参与
取締役（監査等委員）	門間 大吉	日産証券株式会社取締役（非業務執行） エヌエヌ生命保険株式会社社外取締役 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金理事 株式会社国際経済研究所副理事長
取締役（監査等委員）	林 徹	学校法人麻布獣医学園理事

（注）１．取締役大門小百合氏、取締役（監査等委員）小野里光博、門間大吉及び林徹の各氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び取締役会以外の重要な会議等への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、小野里光博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
３．当社は、取締役大門小百合氏、取締役（監査等委員）小野里光博、門間大吉及び林徹の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役門間大吉氏は、長年にわたり財務省（旧大蔵省）等において金融行政に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役小野里光博及び門間大吉の両氏は、当社子会社の日産証券株式会社の取締役を兼務しておりますが、業務は執行しておりません。それ以外の社外取締役が兼務している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については当社及び子会社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填するものです。ただし、当該保険契約では、免責額等の定めを設け、一定の額までの損害については補填の対象としないこととしております。

4. 取締役の報酬等の総額

❶ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、当該決定方針は取締役会の決議により決定しております。当該決定方針の内容は次のとおりであります。

（1）基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等について、公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。当該委員会は、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問する報酬等について審議を行い、取締役会に対して答申するものとしております。

（2）取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額については、月例の固定報酬として支給しております。各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役職、職責等に応じて定める「役員報酬基準一覧」に基づき、当該取締役の実績、貢献度のほか、別に定める「役員選任基準」への該当性に照らして代表取締役が報酬案を策定し、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとしております。

また、各取締役（監査等委員）の基本報酬の額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、「役職報酬基準一覧」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

（3）取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績（営業利益、経常利益又は当期純利益）及び担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、一定の時期に支給することがあります。各取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとしております。

また、各取締役（監査等委員）の業績連動報酬の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

（4）取締役の個人別の非金銭報酬の額の決定に関する方針

非金銭報酬は、株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度としております。その内容は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度毎に各取締役に付与されるポイント数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとしております。

（5）報酬等の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

株主様との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対

する割合を適切なものとするものとしております。

（6）取締役に対し、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

月額報酬については毎月当社が指定する日に支給するものとし、業績連動報酬及び非金銭報酬については株主総会決議又は取締役会決議に記載する日に付与するものとしております。

（7）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、代表取締役が報酬案を作成します。当該報酬案は、取締役会の決議により指名報酬委員会に対して諮問します。指名報酬委員会は、当該報酬案について協議、検討を行い、取締役会に対して答申を行います。取締役会は、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえ、報酬案について審議を行い、決定するものとしております。

取締役（監査等委員）の個人別の報酬の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとしております。

❷ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年６月26日開催の第10回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名です。

また、取締役（社外取締役、非業務執行取締役、国外居住者を除く。）の株式報酬制度による報酬は、2022年6月29日開催の第17回定時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役、非業務執行取締役、国外居住者を除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年６月26日開催の第10回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名です。

❸ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会において当該決定方針との整合性を含めた多角的な審議を行っており、取締役会は指名報酬委員会からの答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

❹ 取締役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	57,384	50,400	1,870	5,114	3
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	―	―	―	―	―
社外取締役（監査等委員を除く）	6,500	6,000	500	―	1
社外取締役（監査等委員）	19,500	18,000	1,500	―	3
合　計	83,384	74,400	3,870	5,114	7

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．当社は2022年６月29日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役等に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しております。上記の非金銭報酬等の額は、本制度に関して事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額となります。
3. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等として、賞与と株式報酬の業績連動部分を設けており、監査等委員（社外取締役を除く)及び社外取締役に対する業績連動報酬等として、賞与を設けております。当事業年度の支給実績は上記のとおりであり、いずれも賞与であります。業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標は営業利益であり、当該指標を選定した理由は、会社の業績を評価する基準として最も明確な指標であり、客観的な指標として一般的にも定着していると考えられるためであります。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結計算書類に記載のとおりであります。
4. 連結子会社が当社役員に支払っている報酬の総額は取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）２名に対して70,091千円（基本報酬44,400千円、業績連動報酬等20,930千円、非金銭報酬等4,761千円）、社外取締役（監査等委員）２名に対して13,000千円（基本報酬12,000千円、業績連動報酬等1,000千円）であります。
5. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）は３名、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役３名）、社外取締役（監査等委員を除く）は1名であります。

5. 社外役員に関する事項

❶ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大　門　小百合	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、報道やジャーナリズムに携わってきた国際的な政治、経済、社会情勢における幅広い知見、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小野里　光　博	当事業年度開催の取締役会21回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、商品取引所における市場企画・自主規制業務及び多くの大学・大学院におけるリスクマネジメント・ファイナンス等に関する特別講師・客員教授等を務められてきたその豊富な経験、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	門　間　大　吉	当事業年度開催の取締役会21回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、主に金融行政に携わってきたその豊富な経験、幅広い知見、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	林　　徹	当事業年度開催の取締役会18回、また監査等委員会14回に出席し、農林水産省、内閣法制局の要職を歴任されたその豊富な経験、幅広い知識、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で業務執行取締役等の監督を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

❷ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,600 千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,700 千円

（注）1．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である「顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務」についての対価が含まれております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① 毎月１回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。

② 社内規則に基づく職務権限及び稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

③ コンプライアンス体制を確保するための体制及び規定等の構築・整備を行う。

④ 内部監査室は当社グループの内部監査部門と連携して使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、監査方針・監査計画を取締役社長及び監査等委員会に提出し、監査結果を被監査部署の担当取締役及び取締役社長、監査等委員会に報告する。

⑤ 内部通報制度を構築・整備する。

⑥ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

また、内部監査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。

⑦ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

① 社内規則に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

② 取締役又は監査等委員会は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役又は監査等委員会の命を受けた使用人についても同様とする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

① 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。

② 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規程等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。

③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。

④ 新たに生じたリスクについては、その対応のため、代表取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

② その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
③ 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

① グループ会社管理規程等を整備・運用することにより、子会社が当社に対し協議すべき事項及び報告すべき事項を明確にする。
② 前記(1)、(3)、(4)について、子会社においても整備・運用を推進する。
③ グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
④ 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

（6）当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保について

① 当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができる。
② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。
③ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する。

（7）当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

① 法定の事項の他、当社及び子会社に関する下記の事項については監査等委員会へ報告を行うこととする。
イ．重要な会議で審議、報告された事項
ロ．内部監査部門が実施した内部監査の結果についての事項
ハ．グループ経営上著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、及びグループ役職員の違法、内部不正行為
ニ．内部通報制度による通報の状況
ホ．毎月の経営の状況及び業務執行上重要な事項
ヘ．子会社の監査役の活動状況
ト．その他、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
なお、監査等委員会への報告は常勤の監査等委員への報告をもってこれを行う。

② 監査等委員会は、必要に応じ当社及び当社子会社の取締役及び従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査等委員会に対し、監査等委員会の求めた事項について説明を行わなければならない。
③ 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
① 監査等委員の職務の遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務は、監査等委員会の意見を尊重して、適時適切に当社が負担する。
② 監査等委員会の職務遂行においては、各部署における従業員は監査等委員会の監査に協力しなければならない。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく主な運用状況は以下のとおりであります。
① 取締役会は毎月１回以上開催され、グループ経営に関する重要事項を決議しました。
② コンプライアンス体制及びリスク管理については、社内規程及びマニュアル等を運用するとともに、必要な見直しを行い、全役職員に対する研修を行いました。
③ 内部監査については、事前に取締役会で承認された監査方針・監査計画に基づいて、内部監査室による内部監査を実施し、その監査結果については被監査部署の担当取締役、取締役社長及び監査等委員会に報告を行いました。
④ 社内外の複数の通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
⑤ 財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室を中心に検証を行い、その結果を取締役会に報告しました。
⑥ 反社会的勢力との関係遮断のため、顧客及び取引先の審査を実施しました。
⑦ 業績管理については子会社を含めて日次管理及び月次管理を行いました。
⑧ 監査等委員会への報告体制については、主に取締役会や重要な会議への出席を通じて法定事項及び重要事項を報告しました。
⑨ 監査等委員会の監査については、内部監査室との連携及びグループ各社各部署の協力のもとに行われました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年３月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	千円
流動資産	**265,330,130**
現金及び預金	7,045,484
委託者未収金	28,638
トレーディング商品	21,367
商品	119,799
保管預り商品	5,361,197
貸付商品	12,804,095
保管有価証券	5,896,663
差入保証金	203,077,477
約定見返勘定	77,186
信用取引資産	4,857,176
信用取引貸付金	4,851,516
信用取引借証券担保金	5,659
顧客分別金信託	12,950,000
預託金	30,000
短期貸付金	8,410,000
その他の流動資産	4,652,191
貸倒引当金	△ 1,147
固定資産	**6,701,917**
有形固定資産	**695,950**
建物	297,278
土地	211,062
その他の有形固定資産	187,608
無形固定資産	**473,378**
ソフトウエア	115,335
のれん	339,677
その他の無形固定資産	18,366
投資その他の資産	**5,532,588**
投資有価証券	4,935,526
出資金	3,801
破産更生債権等	27,421
長期差入保証金	489,831
会員権	54,259
繰延税金資産	16,057
その他の投資その他の資産	78,731
貸倒引当金	△ 73,040
資産合計	**272,032,047**

科目	金額
(負債の部)	千円
流動負債	**252,675,985**
短期借入金	1,350,000
トレーディング商品	322,314
預り商品	22,860,775
未払金	507,896
未払法人税等	271,569
未払消費税等	14,947
預り金	14,108,110
預り証拠金	146,038,786
預り証拠金代用有価証券	5,896,663
受入保証金	18,229,033
信用取引負債	4,446,230
信用取引借入金	4,436,170
信用取引貸証券受入金	10,060
受取差金勘定	34,019,932
委託者先物取引差金	4,410,743
賞与引当金	135,000
訴訟損失引当金	8,900
その他の流動負債	55,082
固定負債	**6,034,492**
長期預り金	4,572,414
役員株式報酬引当金	84,317
従業員株式報酬引当金	1,145
繰延税金負債	1,321,640
その他の固定負債	54,975
特別法上の準備金	**663,528**
金融商品取引責任準備金	619,489
商品取引責任準備金	44,038
負債合計	**259,374,006**
(純資産の部)	
株主資本	**9,600,151**
資本金	**1,701,505**
資本剰余金	**1,070,697**
利益剰余金	**7,813,852**
自己株式	**△ 985,903**
その他の包括利益累計額	**3,057,889**
その他有価証券評価差額金	**3,057,889**
純資産合計	**12,658,040**
負債・純資産合計	**272,032,047**

連結損益計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

科目	金額	
営業収益	千円	**8,631,114**千円
受入手数料	7,574,286	
トレーディング損益	221,559	
金融収益	679,090	
その他	156,178	
金融費用		**92,722**
純営業収益		**8,538,392**
営業費用		**7,070,833**
販売費・一般管理費	7,070,833	
営業利益		**1,467,558**
営業外収益		**306,267**
受取利息	27,201	
受取配当金	135,393	
為替差益	38,765	
受取奨励金	19,407	
システム収益	44,185	
その他	41,314	
営業外費用		**95,617**
支払利息	30,897	
証券代行事務手数料	34,931	
コンサルティング費用	16,400	
訴訟和解金	2,818	
その他	10,570	
経常利益		**1,678,209**
特別利益		**3,578**
固定資産売却益	3,578	
特別損失		**322,368**
固定資産除却損	10,101	
減損損失	135,561	
投資有価証券評価損	45,717	
金融商品取引責任準備金繰入れ	89,837	
訴訟損失引当金繰入額	8,900	
特別退職金	20,723	
その他	11,525	
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**1,359,418**
匿名組合損益分配額		**68,326**
税金等調整前当期純利益		**1,291,092**
法人税等		**337,097**
法人税、住民税及び事業税	284,086	
法人税等調整額	53,010	
当期純利益		**953,994**
親会社株主に帰属する当期純利益		**953,994**

連結株主資本等変動計算書 （2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,701,505	1,233,058	7,079,960	△ 582,349	9,432,175
当期変動額					
剰余金の配当		△ 162,361	△ 220,102		△ 382,464
親会社株主に帰属する当期純利益			953,994		953,994
自己株式の取得				△ 449,990	△ 449,990
株式交付信託による自己株式の処分				46,436	46,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 162,361	733,891	△ 403,553	167,975
当期末残高	1,701,505	1,070,697	7,813,852	△ 985,903	9,600,151

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,572,308	2,572,308	12,004,484
当期変動額			
剰余金の配当			△ 382,464
親会社株主に帰属する当期純利益			953,994
自己株式の取得			△ 449,990
株式交付信託による自己株式の処分			46,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	485,580	485,580	485,580
当期変動額合計	485,580	485,580	653,556
当期末残高	3,057,889	3,057,889	12,658,040

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づくとともに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項については「商品先物取引業統一経理基準」(平成23年３月２日改正日本商品先物取引協会)に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数（６社）

連結子会社名　　日産証券株式会社
ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社
日産証券ＩＦＡ株式会社
日産証券インベストメント株式会社
ＮＳファンディング合同会社
ＮＳ　Ｔｒａｄｅ合同会社

このうち、ＮＳ　Ｔｒａｄｅ合同会社については、当連結会計年度において新たに設立されたことにより連結子会社に含めております。

なお、ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社は日産証券ファイナンス株式会社より、日産証券ＩＦＡ株式会社はＮＳシステムズ株式会社より商号変更しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありましたＮＳトレーディング株式会社は、当連結会計年度においてＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社との吸収合併により消滅したことにより、連結の範囲から除外しており、前連結会計年度において連結子会社でありました岡藤商事株式会社は、当連結会計年度において清算結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社の数（１社）

非連結子会社名　　日産管理顧問股份有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

上記非連結子会社については、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用会社の数（1社）
持分法非適用会社名　　日産管理顧問股份有限公司
(持分法の対象から除いた理由)
上記持分法非適用会社については、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えていないため、持分法の対象から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
売買目的有価証券……時価法を採用しております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。
② 保管有価証券……株式会社日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。
③ 棚卸資産
商品……先入先出法による原価法を採用しております。なお、子会社のうち日産証券株式会社は個別法による原価法を採用しております。
（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
トレーディング目的で保有する商品…時価法を採用しております。
④ デリバティブ……時価法を採用しております。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産……定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用期間(5年)に基づいております。
(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準
① 貸倒引当金……委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金……従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金……現在係争中の損害賠償等訴訟について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。
④ 役員株式報酬引当金…役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。
⑤ 従業員株式報酬引当金…従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。
⑥ 金融商品取引責任準備金…証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
⑦ 商品取引責任準備金…商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき同法施行規則第111条に定める額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 受入手数料……主に株式売買取引、商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る委託手数料であり、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当該履行義務は顧客の注文を執行する都度充足されることから、約定時点で収益を認識しております。

② トレーディング損益…金地金等の現物売買取引については、棚卸商品の販売であり、顧客との売買契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品引渡時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年又は10年間の定額法により償却を行っております。ただし、僅少なものについては発生年度に全額償却をしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の費用として処理しております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

（1）収益の分解

当社グループの顧客等との契約から生じる収益等を分解した情報は、以下のとおりであります。

区分	金額
金融商品取引	3,707,791千円
商品関連市場デリバティブ取引	3,288,651千円
商品先物取引	577,843千円
現物売買取引	△ 2,134,845千円
その他	156,178千円
顧客との契約から生じる収益	5,595,619千円
その他の収益	3,035,494千円
外部顧客からの営業収益	8,631,114千円

（注）顧客との契約から生じる収益の「その他」の区分の主な収益は、純金＆プラチナ積立契約から生じる収益及びソフトウェア保守料等であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（表示方法の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,057千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌連結会計年度の事業計画に基づいており、その主要な仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社グループの主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引業であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

預金	1,299,400千円
合　　計	1,299,400千円

（2）担保に係る債務

短期借入金	700,000千円
合　　計	700,000千円

（注）1．上記のほか、投資有価証券を清算基金として3,730,422千円を株式会社日本証券クリアリング機構へ、証拠金取引清算預託金として722,600千円を株式会社東京金融取引所へ差入れております。

2．商品先物取引法施行規則第98条第１項第４号の規定に基づく基金代位弁済補償額は100,000千円であり、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第２条第１項第４号の規定に基づく特定基金代位弁済補償額は50,000千円であります。

2．担保等として差入れた有価証券の時価額（上記１．を除く）

（1）信用取引貸証券	9,837千円
（2）信用取引借入金の本担保証券	4,068,207千円
（3）差入保証金代用有価証券	2,561,638千円

3．担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

（1）信用取引借証券	5,459千円
（2）信用取引貸付金の本担保証券	4,292,020千円
（3）受入保証金代用有価証券	5,579,743千円
（再担保に供する旨の同意を得たものに限る）	

4．預託資産の時価額

取引証拠金の代用として保管預り商品3,964,818千円及び保管有価証券5,896,304千円を株式会社日本証券クリアリング機構に預託しております。

5．有形固定資産の減価償却累計額　219,236千円

6．コミットメントライン契約

当社の一部連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
借入実行残高	―千円
差　引　額	1,000,000千円

7．特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金　金融商品取引法第46条の５

商品取引責任準備金　商品先物取引法第221条

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式	55,025,703株	―株	―株	55,025,703株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式	3,649,230株	2,394,627株	201,638株	5,842,219株

（注）当連結会計年度末における自己株式のうち、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、3,447,592株であります。

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式数の増加2,394,627株は、2025年５月15日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加905,100株、2025年11月12日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加1,489,500株及び単元未満株式の買取りによる増加27株であり、普通株式の自己株式の減少201,638株は、「取締役等向け株式交付信託」が処分したことによる減少7,500株及び「従業員向けＲＳ信託」からの交付による減少194,138株であります。

3．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年５月13日取締役会	普通株式	220,102千円	利益剰余金	4.00円	2025年３月31日	2025年６月３日
2025年11月12日取締役会	普通株式	162,361千円	資本剰余金	3.00円	2025年９月30日	2025年12月１日

（注）１．2025年５月13日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金14,596千円が含まれております。

２．2025年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金10,365千円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年５月12日取締役会	普通株式	631,572千円	利益剰余金	12.00円	2026年３月31日	2026年６月２日

（注）上記の配当金の総額には、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金41,371千円が含まれております。

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買、その取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主とする第一種金融商品取引業及び商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理等を主とする商品先物取引業であります。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は、当社の一部連結子会社において、主に保有現物商品（貴金属商品等）の価格変動のリスクをヘッジする目的、現物商品の取得目的及び余剰資金運用として、効率性及び潜在するリスクを十分検討の上で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である委託者未収金は、信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

一部の連結子会社で行っているデリバティブ取引は、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、当社グループの各営業部門及び各管理部門等が、取引先の状況を管理するとともに、債権の回収に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引所取引及び格付けの高い金融機関との取引を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、社内規程等によりその実施基準を定め、売買規模が過大にならないように統制しております。取引の執行者は、事前に定めた者に限定されています。執行者及び担当部署全体の運用状況の管理も行い、取締役会等にその内容が報告されております。その他の事業についても、運用方針に従い有価証券並びにデリバティブ取引等を行い、当社に取引の状況を定期的に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、緊急時に備えた一定水準の借入枠を確保すること等によって手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお市場価格のない株式等は次表に含めておりません（(注) 2 を参照ください。）。また、現金及び預金、委託者未収金、保管預り商品、貸付商品、差入保証金、信用取引資産、顧客分別金信託、預託金、短期貸付金、短期借入金、預り商品、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、預り証拠金、受入保証金、信用取引負債、受取差金勘定、委託者先物取引差金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
（1）有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	8,819	8,819	—
その他有価証券	4,779,435	4,779,435	—
（2）保管有価証券	5,896,663	8,503,643	2,606,980
（3）破産更生債権等	27,421		
貸倒引当金（＊1）	△27,414		
	6	6	—
資産計	10,684,924	13,291,904	2,606,980
（4）預り証拠金代用有価証券	5,896,663	8,503,643	2,606,980
負債計	5,896,663	8,503,643	2,606,980
デリバティブ取引（＊2）			
①　ヘッジ会計が適用されていないもの	12,547 (322,314)	12,547 (322,314)	— (—)
②　ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	12,547 (322,314)	12,547 (322,314)	— (—)

（＊1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（＊3）「長期差入保証金」及び「長期預り金」については、記載を省略しております。「長期差入保証金」は、主に賃料の支払い等賃貸借契約上の債務を担保する目的で貸主へ差入れられた金銭であり、「長期預り金」は、主に匿名組合員（投資家）が出資した金銭の預り金であります。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
長期差入保証金	489,831
長期預り金	4,572,414

（注）1．有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①　売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は、1,765千円であります。

②　その他有価証券の当連結会計年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類

ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種　　類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　　額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	4,779,435	314,059	4,465,375
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小　　計	4,779,435	314,059	4,465,375
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小　　計	—	—	—
合　　計		4,779,435	314,059	4,465,375

③ 当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式

該当事項はありません。

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

商品関連取引　　(単位：千円)

区分	種　類	契約額等	うち1年超	時　　価	評価損益
市場取引	先物取引				
	売建	2,542,925	—	2,366,197	176,728
	買建	7,433,179	—	6,946,684	△486,494
合　　計		—	—	—	△309,766

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

（注）２．市場価格のない株式等

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	132,077
非連結子会社株式	24,014

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,043,334	—	—	—
委託者未収金	28,638	—	—	—
信用取引資産	4,857,176	—	—	—
顧客分別金信託	12,950,000	—	—	—
預託金	30,000	—	—	—
短期貸付金	8,410,000	—	—	—
合　　計	33,319,149	—	—	—

（注）４．借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
短期借入金	1,350,000	—	—	—
信用取引負債	4,446,230	—	—	—
合　　計	5,796,230	—	—	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券					
売買目的有価証券					
債券	8,819	—	8,819	—	8,819
その他有価証券					
株式	4,779,435	4,779,435	—	—	4,779,435
デリバティブ取引					
商品先物取引	12,547	12,547	—	—	12,547
資　産　計	4,800,802	4,791,982	8,819	—	4,800,802
デリバティブ取引					
商品先物取引	322,314	322,314	—	—	322,314
負　債　計	322,314	322,314	—	—	322,314

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル１	レベル２	レベル３	合計
保管有価証券	5,896,663	8,503,643	—	—	8,503,643
破産更生債権等	27,421				
貸倒引当金（＊）	△27,414				
	6	—	6	—	6
資産計	5,896,669	8,503,643	6	—	8,503,649
預り証拠金代用有価証券	5,896,663	8,503,643	—	—	8,503,643
負債計	5,896,663	8,503,643	—	—	8,503,643

（＊）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル１の時価に分類しております。一方で当社の連結子会社が保有している外国債券は店頭取引によるものであり、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、市場取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものであるため、レベル１の時価に分類しており、店頭取引については、外国為替相場、株価指数等のインプットを用いて算定した価額をもって時価としており、観察可能なインプットを用いていることから、レベル２の時価に分類しております。

保管有価証券

上場株式及び商品は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び商品は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル１の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としており、レベル２の時価に分類しております。

預り証拠金代用有価証券

上場株式及び商品は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び商品は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル１の時価に分類しております。

（企業結合等に関する注記）

共通支配下の取引等

連結子会社間の合併について

当社は、2025年３月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である日産証券ファイナンス株式会社（現　ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社（以下「ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ」といいます。））を存続会社とし、ＮＳトレーディング株式会社（以下「ＮＳトレーディング」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、2025年7月1日付で本合併を行いました。

１．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合企業の名称　：　ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社（当社の100％子会社）
事業の内容　：　情報配信サービス業、貸金業
被結合企業の名称　：　ＮＳトレーディング株式会社（当社の100％子会社）
事業の内容　：　―

(2) 企業結合日

2025年７月１日

(3) 企業結合の法的形式

ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈを存続会社、ＮＳトレーディングを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ＮＳ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社

(5) 吸収合併に係る割当の内容
　消滅会社であるＮＳトレーディングは当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当はありません。
(6) その他取引の概要に関する事項
　ＮＳトレーディングは2024年12月に自己売買事業を廃業しており、事業廃止の残務整理も完了したことから、本合併は経営の効率化を目的としたものであります。

２．実施した会計処理の概要
　「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（追加情報）

取締役等向け株式交付信託
　当社は、2022年６月29日開催の第17回定時株主総会の承認を受け、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）を対象に、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。
　なお、当社執行役員（国外居住者を除きます。）及び当社グループの一部の連結子会社においても、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。）を対象とする同様の株式報酬制度を導入しております。

１．本制度の概要
　本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役及び執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役及び執行役員に対して交付される、という株式報酬制度です。
　本制度に基づく当社株式の交付は、2023年３月末日で終了する事業年度から2027年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度の間に在任する監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対して行います。なお、対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。
２．信託に残存する自社の株式
　信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は267,937千円、株式数は1,876,700株です。

従業員向けＲＳ信託
　当社は、2023年５月12日開催の当社取締役会の決議を受け、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）に対し、従業員向けインセンティブ・プランであるＲＳ信託（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

また、当社はサステナビリティ基本方針において、社員の持つ能力を企業にとっての重要な経営資本と捉え、すべての社員が健康で安全にその能力を発揮できる職場環境を整備するとともに、その価値の持続的な向上に取り組むこととしており、本制度の導入により経営資本の中核たる人的資本のさらなる充実化を図ることができるものと考えております。

1．本制度の概要

本制度は、当社が委託者として設定し金銭を信託する信託（以下「本信託」という。）の受託者が、かかる信託金を原資として当社普通株式の取得を行った上で、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するというインセンティブ・プランです。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。また、本信託による当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

さらに上記のとおり退職までの譲渡制限を付すため、株式交付後も継続して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

2．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は267,975千円、株式数は1,570,892株です。

連結子会社の清算

2022年９月16日開催の取締役会において、解散及び清算を決議し、清算手続き中でありました当社の連結子会社である岡藤商事株式会社は、2025年10月30日付で清算結了いたしました。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　257円36銭
２．１株当たり当期純利益　18円90銭

(注)「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、１株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。
なお、信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度末3,498,806株であります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2026年３月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	千円
流動資産	**1,013,397**
現金及び預金	675,480
差入保証金	102,971
前払費用	12,695
未収入金	221,699
その他の流動資産	550
固定資産	**8,324,709**
有形固定資産	**10,284**
建物	10,284
投資その他の資産	**8,314,425**
投資有価証券	416,309
関係会社株式	7,629,638
長期差入保証金	174,032
長期前払費用	1,113
会員権	22,909
繰延税金資産	70,423
資産合計	**9,338,107**

科目	金額
(負債の部)	千円
流動負債	**101,542**
未払金	67,692
未払法人税等	3,425
未払消費税等	7,852
その他の流動負債	22,571
固定負債	**85,462**
役員株式報酬引当金	84,317
従業員株式報酬引当金	1,145
負債合計	**187,004**
(純資産の部)	
株主資本	**9,137,795**
資本金	**1,701,505**
資本剰余金	**6,524,337**
資本準備金	1,133,376
その他資本剰余金	5,390,961
利益剰余金	**1,897,855**
その他利益剰余金	1,897,855
繰越利益剰余金	1,897,855
自己株式	**△ 985,903**
評価・換算差額等	**13,307**
その他有価証券評価差額金	**13,307**
純資産合計	**9,151,102**
負債・純資産合計	**9,338,107**

損益計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

科目	金額	
営業収益	千円	**1,440,200**千円
経営指導料	228,000	
関係会社受取配当金	1,212,200	
営業費用		**215,083**
販売費及び一般管理費	215,083	
営業利益		**1,225,116**
営業外収益		**45,315**
受取利息	43,264	
受取配当金	1,500	
その他の営業外収益	550	
営業外費用		**78,199**
支払利息	35,565	
証券代行事務手数料	34,931	
自己株式取得費用	4,499	
その他の営業外費用	3,201	
経常利益		**1,192,232**
特別利益		**298,752**
関係会社清算益	298,752	
税引前当期純利益		**1,490,985**
法人税等		**△ 246,068**
法人税、住民税及び事業税	△ 170,929	
法人税等調整額	△ 75,138	
当期純利益		**1,737,054**

株主資本等変動計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,701,505	1,133,376	5,553,323	6,686,699	380,903	380,903
当期変動額						
剰余金の配当			△162,361	△162,361	△220,102	△220,102
当期純利益				－	1,737,054	1,737,054
自己株式の取得				－		－
株式交付信託による自己株式の処分				－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△162,361	△162,361	1,516,951	1,516,951
当期末残高	1,701,505	1,133,376	5,390,961	6,524,337	1,897,855	1,897,855

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 582,349	8,186,759	△ 91	8,186,667
当期変動額				
剰余金の配当		△382,464		△382,464
当期純利益		1,737,054		1,737,054
自己株式の取得	△449,990	△449,990		△449,990
株式交付信託による自己株式の処分	46,436	46,436		46,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,398	13,398
当期変動額合計	△403,553	951,036	13,398	964,434
当期末残高	△985,903	9,137,795	13,307	9,151,102

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。
なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計方針に関する注記）
1．有価証券の評価基準及び評価方法
（1）子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法により評価しております。
（2）その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。
2．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産……定額法を採用しております。
（2）長期前払費用……定額法を採用しております。
3．重要な引当金の計上基準
（1）役員株式報酬引当金……役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。
（2）従業員株式報酬引当金… 従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、従業員向け株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。
4．収益及び費用の計上基準
経営指導料……グループ会社に対する経営支援業務に対する報酬であり、グループ会社との契約に基づいて業務サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
（1）控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。
（2）グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　70,423千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社グループの主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引業であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	221,687千円
短期金銭債務	54,736千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　2,260千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業収益	1,440,200千円
販売費・一般管理費	1,803千円
営業外収益	42,895千円
営業外費用	5,274千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式	3,649,230株	2,394,627株	201,638株	5,842,219株

（注）当事業年度末における自己株式のうち、「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、3,447,592株であります。

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式数の増加2,394,627株は、2025年５月15日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加905,100株、2025年11月12日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加1,489,500株及び単元未満株式の買取りによる増加27株であり、普通株式の自己株式の減少201,638株は、「取締役等向け株式交付信託」が処分したことによる減少7,500株及び「従業員向けＲＳ信託」からの交付による減少194,138株であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,082,105千円
未払事業税	337千円
未払金	2,373千円
資産除去債務償却額	6,816千円
株式報酬費用	4,083千円
繰延税金資産小計	1,095,715千円
評価性引当額	△1,019,167千円
繰延税金資産合計	76,548千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,125千円
繰延税金負債合計	6,125千円
繰延税金資産の純額	70,423千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	日産証券株式会社	直接100%	兼任4名	経営支援業務に関する契約を締結 建物に関する転貸借契約を締結 システム管理業務に関する契約を締結 資金の貸借	通算税効果額等	—	未収入金	220,967
					経営指導料	228,000	—	—
					配当金の受取	1,212,200	—	—
					賃料の受取	157,987	—	—
					業務委託料	603	—	—
					利息の受取	460	—	—
					利息の支払	4,668	—	—
子会社	NS FinTech株式会社	直接100%	—	建物に関する転貸借契約を締結 資金の貸付	通算税効果額	—	未払金	46,054
					賃料の受取	583	—	—
					利息の受取	41,102	—	—
子会社	日産証券ＩＦＡ株式会社	直接100%	—	システム管理業務に関する契約を締結 資金の貸付	通算税効果額	—	未収入金	369
					業務委託料	1,200	—	—
					利息の受取	1,332	—	—
子会社	日産証券インベストメント株式会社	直接100%	—	—	通算税効果額	—	未払金	1,438
子会社の子会社	NSファンディング合同会社	間接100%	—	—	通算税効果額	—	未収入金	345
子会社の子会社	NS Trade合同会社	間接100%	—	—	通算税効果額	—	未払金	46
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社	ユニコムグループホールディングス株式会社	—	—	社債の割当	社債の償還	2,500,000	—	—
					利息の支払	32,410	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針
　　上記各社との取引金額については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。また、貸付金及び社債の利息については市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

（追加情報）

取締役等向け株式交付信託

当社は、2022年６月29日開催の第17回定時株主総会の承認を受け、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）を対象に、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、当社執行役員（国外居住者を除きます。）及び当社グループの一部の連結子会社においても、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。）を対象とする同様の株式報酬制度を導入しております。

１．本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役及び執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役及び執行役員に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2023年３月末日で終了する事業年度から2027年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度の間に在任する監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（国外居住者を除きます。以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に対して行います。なお、対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

２．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は267,937千円、株式数は1,876,700株です。

従業員向けＲＳ信託

当社は、2023年５月12日開催の当社取締役会の決議を受け、当社グループの従業員（以下「従業員」という。）に対し、従業員向けインセンティブ・プランであるＲＳ信託（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

また、当社はサステナビリティ基本方針において、社員の持つ能力を企業にとっての重要な経営資本と捉え、すべての社員が健康で安全にその能力を発揮できる職場環境を整備するとともに、その価値の持続的な向上に取り組むこととしており、本制度の導入により経営資本の中核たる人的資本のさらなる充実化を図ることができるものと考えております。

１．本制度の概要

本制度は、当社が委託者として設定し金銭を信託する信託（以下「本信託」という。）の受託者が、かかる信託金を原資として当社普通株式の取得を行った上で、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が付与するポイントに応じた数の当社株式を交付するというインセンティブ・プランです。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。また、本信託による当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

さらに上記のとおり退職までの譲渡制限を付すため、株式交付後も継続して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

２．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は267,975千円、株式数は1,570,892株です。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	186円06銭
２．１株当たり当期純利益	34円42銭

(注)「取締役等向け株式交付信託」及び「従業員向けＲＳ信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式は、１株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。なお、信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度末3,498,806株であります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

日産証券グループ株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　雅　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　村　幸　也

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日産証券グループ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産証券グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月15日

日産証券グループ株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　雅　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　村　幸　也

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日産証券グループ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第２１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1)監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

日産証券グループ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　(社外取締役)　小野里　光博　㊞

監査等委員　(社外取締役)　門間　大吉　㊞

監査等委員　(社外取締役)　林　徹　㊞

以　上

TOPICS

● 第21期の主なトピックス　(2025年４月１日から2026年３月31日まで)

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

2025年7月

欧州エネルギー取引所（EEX）会員資格取得

子会社の日産証券株式会社が欧州エネルギー取引所(EEX)の直接取引資格及びEuropean Commodity Clearing AG(ECC)のNCM資格を取得しました。

2025年9月

総株主数が初の２万人超え

2025年９月末現在の株主名簿において、当社総株主数が上場以来初めて２万人に達しました。(21,674人)

※2026年３月末現在　21,520人

2025年9月

マージンファイナンスサービスによる貸出残高100億円突破

子会社のNS FinTech株式会社が提供するマージンファイナンスサービスについて2025年９月末現在の貸出残高が100億円を突破しました。

※2026年３月末現在　132億円

2026年3月

寄託料付き貴金属寄託サービス開始

子会社の日産証券株式会社において、新たなサービス「ゴールドバンキング」「プラチナバンキング」を開始しました。

2026年3月

子会社の支店移転

子会社の日産証券株式会社の福岡支店が2026年３月30日付で移転しました。

【移転先】福岡県福岡市中央区大名2-8-22 天神偕成ビル１階　電話番号 092-577-1023

株主優待制度のご案内

当社は、株主様への日頃のご愛顧に感謝するとともに、当社グループへの投資魅力を高め、より多くの皆様が当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

当期におきましては、2025年11月12日開催の取締役会において、より多くの皆様に当社株式を中長期的に保有していただくこと、並びに当社グループ取扱商品及び事業に対するご理解を深めていただくことにより、投資家層のさらなる拡大を図り、ひいては当社グループの持続的な成長に資することを目的とし、株主優待制度の拡充につき決議し実施いたしました。

ご優待の内容

<table>
<tr><th>基準日</th><th>ご所有株式数</th><th>保有期間</th><th>優待内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">毎年３月末日</td><td>200株以上
500株未満</td><td>—</td><td>300円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td rowspan="2">500株以上
1,000株未満</td><td>１年未満</td><td>1,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td>１年以上</td><td>2,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1,000株以上
10,000株未満</td><td>２年未満</td><td>2,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td>２年以上</td><td>5,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10,000株以上</td><td>２年未満</td><td>10,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td>２年以上</td><td>25,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
<tr><td>100,000株以上</td><td>—</td><td>上記10,000株以上の優待内容に加え、さらに
東証上場投信「純金上場信託」10万円相当を贈呈</td></tr>
<tr><td>250,000株以上</td><td>—</td><td>上記10,000株以上の優待内容に加え、さらに
東証上場投信「純金上場信託」20万円相当を贈呈</td></tr>
<tr><td>毎年９月末日・
３月末日</td><td>100株以上</td><td>—</td><td>純金・プラチナ積立「タートルプラン」の新規
お申込に対し、3,000円分のクオカードを贈呈</td></tr>
</table>

※保有期間は毎年９月末日及び３月末日を基準日として、同一株主番号で連続して株主名簿に記載又は記録されている回数に基づいて判定いたします。継続保有期間１年以上とは、同一株主番号により３回連続で500株（５単元）以上の保有を記載又は記録されていることをいい、同様に２年以上とは５回連続で1,000株（10単元）以上又は10,000株（100単元）以上の保有の記載又は記録がされていることをいいます。

※100,000株以上保有の株主様に対する「純金上場信託」の贈呈につきましては、2026年（以降毎年）３月末日の株主名簿に記載又は記録された株主様、かつ、2026年（以降毎年）６月30日時点で当社連結子会社である日産証券株式会社の証券総合口座をお持ちの株主様に限らせていただきます。

※「純金上場信託」とは、東京証券取引所に上場する「商品価格等指標連動型ETF：銘柄コード1540」のことをいいます。また、10万円相当とは、2026年（以降毎年）６月最終営業日の東証終値で10万円未満となる口数の最大整数倍の贈呈となります。（20万円相当も同様の考え方です。）

※クオカードの発送は、毎年６月初旬頃発送の定時株主総会招集通知への同封を予定しております。

第21回 株主総会会場ご案内図

日 時

2026年６月19日（金曜日）
午前10時

会 場

東京都中央区銀座三丁目９番11号
銀座フェニックスプラザ
（紙パルプ会館）３階

交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線「銀座駅」A12出口より徒歩２分
- 東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」10番出口より徒歩４分
- 東京メトロ日比谷線、都営地下鉄浅草線「東銀座駅」A７出口A８出口より徒歩２分
- JR山手線「有楽町駅」中央口より徒歩８分

※バリアフリールートをご利用の方は、以下の各出口エレベーターをご利用ください

- **東京メトロ日比谷線・銀座線「銀座駅」A8出口裏**
  東京メトロ丸ノ内線「銀座駅」C1出口
- **東京メトロ日比谷線「東銀座駅」3番出口**
  都営地下鉄浅草線「東銀座駅」A1出口、3番出口

会場には、「ユニバーサルマナー検定（株主総会）」の認定を受けたスタッフがおりますので、お困りの際には、お声をおかけください

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。